

国立国語研究所学術情報リポジトリ

「雨は降る日」という言い方について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 拾, MATUO, Osamu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001711

「雨は降る日」という言い方 について

松 尾 拾

1

「雨が降る日」ということはできても、「雨は降る日」とはいえない。主語につく「の・が」と「は」の区別について、このような事はすでに言いふるされたことであろう。そして、この点が、「は」を係助詞と認める一つの重要な根拠になっている。連体句または準体句の主語には「は」助詞は現れないという制約は、由来の古いもので、上代の文献では厳重に守られており、平安以降でも大勢は変わらない。ただ、平安期からはごく少数だが、例外が出てくる。院政期以降も、陳述句の主語には「は」をとることは多くなるが、その他の連体句・準体句の例外はやはりきわめて少なく、ほとんど対比並立の意味をもつ場合に限られる。このことは、青木伶子氏の詳細な研究^(注1)で教えられた。

私は、これほど根強い制約が、少数ながら例外を示すことに興味をもった。また、「の・が」と「は」が、連体句・準体句と終止用法とで互に反発し合うにもかかわらず、接続助詞（未然形につく「ば」は「は」をとらない。^(注1)）に続く場合、連用中止形をとる場合には、両助詞が現れるのはなぜか、という疑問をもつ。第3に、「は」は係助詞である、「も」も同様係助詞といわれる。そこに情意的な意味の違いはあるにしても、文法的機能は同じはずである。それならば、なぜ「は」のときにはいえなかった、「道らしい道もない所を」という言い方があるのか、という疑問をもつ。このような疑問のうち、ここでは、連体句・準体句の例外について考えてみたい。

私が例外に興味をひかれるのは、それが「例外」となる大勢のわくが強ければ強いほど、そのわくを破ってまで例外となる原因は何か、という一点である。その原因は、前代のなごりであったり、あるいは次代のめばえであったりする

であろう。またそうでなくて、実は観点の制約がしからしめたもので、観点を
変えたならば、例外でなくなる種類のものかもしれない。

さて、連体句・準体句の例外を検討するにあたって、私は、どこまでも形態
的に追求してみようと思ひ、次のような観点をとった。

- (1) これらの句が、その句を含む構文の中で、どういう位格にたっているか。
従来、この問題に関しては、主述関係に即してのみ考えられていたわくを、
文の中の句というわくにまで広げてみようとするのである。
- (2) 前述第3の疑問を考え、連体句・準体句の主語につく「は」を、同じ条件
下にある他の係助詞（副助詞）および格助詞「の・が」と比較しながら観察
する。

なお、句の内部の主述関係を決めるにも、種々の問題がある。接続助詞や連用中止
形で延々と続いている句の主語が一つしか現れていない場合など。この場合も、一応
その主語がかかりうる最後の述語をその句の述語と認めて句の種類を決めた。

資料として、土佐日記、大和物語で平安初期を代表させ、今昔物語巻22～31で院政
期を代表させた(注2)。

2

まず、「は」の例をあげる。

- 1 かうやうなるを見てや昔阿部の仲鷹といひける人は唐に渡りて帰り来ける時に、
船に乗るべき所にてかの国人むまのはなむけし、別れ惜しみて、かしこのからうた
作りなどしける。(土佐)
- 2 出雲がはらから、一人は殿上して、我はえせざりける時によみたりける。(大和)
- 3 道行ク人モ何ナル雲ニカ有ラムト見ケルニ、此ノ盗人共ハ取タル物共拵ケル程ニ
此ノ雲漸ク下テ其盗人ノ有ル谷ニ入ヌ (今昔廿九36)
- 4 車は船の行くを見てえ行かず、船に乗りたる人は車を見ると面をさし出でて、
遠くなるままに、顔はいと小さくなるまで見をこせければ、いと悲しかりけり (大
和)
- 5 此^レ介ガ妻モ无テ有ラ聞テ、此^レ児ノ後見セムト勸ニ令云ケレドモ、女ノ心ハ奇
異ク怖シキニ合セテ身モ急ガシクテ、常ハ家ニモ无^レレバ、妻ノ用モ无シトテ不聞ケ
レバ、(今昔廿六5)
- 6 然レバ彼ノ太郎長良ノ中納言ハ弟二人ニ被越テ、辛シトコソ思^レ給ケメドモ、
其ノ弟二人ノ御子孫ハ无シテ、此ノ中納言ノ御子ハ数御ケル中ニ、太政大臣閑白ニ
成テ御名ヲバ基経ト申ス人御ケル (今昔廿二5)

- 7 主ハ弓ノ本ヲ以テ搔キ去ク。舎人ハ手ヲ以テ搔去ルニ随テ此^レウメク音近ク成ル。(今昔廿六5)
- 8 武員ナレバコソ物可咲ク云フ近衛舎人ニテ、然モ死ナバヤトモ云ヘ、不然ザラム人ハ極テ苦クテ(イ、苦リテ)、此モ彼モ否不云デ居タラムハ、極ク糸惜カラムカシ(イ、糸惜ナムカシ)トナム、人云ケルトナム語り伝ヘタルトヤ(今昔廿八10)
- 9 兼時ハ惡困馬上リ馬ニ乗ル事ハ少シモ心无ク撰ムデ宮城ニ乗ケム、不心得ヌ事也(今昔廿三26)
- 10 早ウ此ノ別当ハ年来和太利ヲ役ト食ケレドモ、不酔ザリケル僧ニテ有ケルヲ不知デ、構タリケル事ノ支度違テ止ニケリ(今昔廿八18)
- 11 この少将ハ法師になりて蓑一つをうち着て、世間世界を行ひありきて、初瀬の御寺に行ふ程になむありける(大和)
- 12 守此レヲ見ルニ、先ヅ心ハ不知ズ、見目ハ吉キ目代形ナメリ…ト思テ(今昔廿八27)
- 13 「奈良ノ法師コソ尚疎キ者ハアレ、物云ハ賤キ者カナ。」(今昔廿八8)
- 14 殿上ニ居並テ待ツ程ニ堀川ノ中將、欄姿ニテ、形ハ光ル様ナル人ノ、愛敬ハ泛ニ泛テ艶ズ覆クテ参リ給ヘリ。(今昔廿八21)
- 15 ……朱雀門ノ上ノ層ニ、冠ニテ換着タル人ノ長ハ上ノ垂木近ク有ルガ、吹ラシ文ヲ頌シテ廻ルナム有ケル。(今昔廿四1)
- 16 見レバ、此モ同ジ猿ノ齒ハ銀ヲ貫タル様ナル、今少シ大キニ器量キ歩出タリ。(今昔廿六8)
- 17 然ル気无シニテ局ノ辺ニ伺フ程ニ、年十七八許ノ姿様躰可咲クテ、髪ハ柏長^{アノメタケ}三寸許不足ヌ、罌麦重ノ薄物ノ柏濃キ袴四度解无気ニ引キ上テ、香染ノ薄物ニ筒ヲ巻テ、赤キ色紙ニ繪書タル扇ヲ差隠シテ、局ヨリ出テ行クゾ、極ク喜ク思エテ、見継々ニ行ツツ、人モ不見ヌ所ニテ走り寄テ筒ヲ奪ツ。(今昔三〇1)

以上のうち、1～3は時を表わす体言で作られる副修句(ほどに、間に、時に、後に、さきに、夜、頃の例がある。)4～5も副修句であるが、準体句の場合。これに属せしめたのは(…に依って、…に合せて、【…あまりに、…まさに、…まで、…ばかりに、…がごとくして)に続く場合である。後述するように、副修句に関してはできるだけ細かく観察する必要を認めたので、具体的な例を冠して、この類を「に合せて」の副修句とよぶことにする。6～7はに格句。これは副修語を作る「に」以外のに格である。8は提示格句とみた。句の「糸惜カラム」にかかる関係は、主述関係とは違い、「…居タトシタラ」とでもいうような、条件的なものであると思う。9は主格句か提示格句か不明の類。

この類型は、句の長さに対して、句をうける述語が「不心得ヌ事也」のように、非常に短いのが特徴である。源氏物語によく出てくるもの。10はを格句。11～14は述格句。15～17は主格句である。

3作品に現れる「は」の例外を類別すると、以上のようになる。平安初期の資料では、時の副修句が土佐・大和各1、「に合せて」の副修句・述格句が大和に各1の4例しか現れていない。今昔になると、句の種類も上述のすべてにわたり、各句に属する用例数(後出)も多くなって来るから、平安初期に比し、このような例外的用法が拡張されてきたかに見える。しかし、用例を細かく観察すると、おのずから似かよった面をもつものが、いくつかある事に気がつく。(イ)時の副修句と「に合せて」の副修句は、副修句という点で一類となる。(ロ)提示格句と主格・提示格不明句も一類となる。さらに、(イ)と(ロ)は、語法上は親近関係にあると認めてよいであろう。に格句の例(用例6～7参照)も、これに準ずるものと認めてよいであろう。というのは、に格句の例はこの2例が全部であるが(注3)、6の「なかに」は、一応場所の「に」格に類別されるべきではあろうが、「場所」というには具体性が乏しすぎる。また、7の「に」は「随って」に続くが、この「随って」も、やがては「に合せて」の副修句の類に転じ得る可能性をもっているといえそうだからである。(ニ)を格句(用例10)は、この1例のみで、この本文は「金峯山別当食毒茸不酔語」の終りの所である。上席の別当が毒茸に強い特異体質であることを知らずに、毒殺して自己の昇進をはかろうとした僧の話であるが、主題はその計画の次第である。そう考えると、例文の「…不酔ザリケル僧ニテ有ケルヲ」というを格句が直接かかる所は「不知デ」であるが、この構文は「不知デ構タリケル事ノ支度」までが一続きの句となるものと考えられる。を格句は、より高次の連体句の中に含まれているのである。とすれば、連体修飾と副詞的修飾との違いはあるが、やはり修飾句の制約の中にあるものといえるわけで、上述(イ)(ロ)(ニ)の類と全然無縁ではない。(ハ)主格句(用例15～17)も、これが全用例。ここでも、句は特殊の制約の中にあることは明らかである。主格句は、連体格「の」で構成される句の装定部分に存在する。ことに17では、この主格句を含む準体句は、「局ヨリ出テ行ク」までの準体句に含まれ、このより高次の句の格は「ニヨツテぞ」と認められるから、

結局、主格句は「に合せて」の副修句の中に含まれることになる。

このように見てくると、今昔「は」の例外は、(1)副修句またはこれに準ずるもの (2)述格句 (3)特殊の制約のもとにある主格句に要約されることになり、平安初期のそれと本質的な違いはない。ただ、今昔の例外には、厳重な制約を乗り越えようとする意欲が感じ取られることは、注目されるべきであろう。その動きが、何によって起り、どのような方向をとるかを追求することは、興味ある課題であると思うが、この稿の主題にはしない。

では、このような構文上の制約は、「は」と同類と見られる「も」その他の助詞の作る句の場合にも見られるのであろうか。次にこの点を調べる順序であるが、これらの助詞の用例も必ずしも多くないので、根拠を多数例をもつ「の・が」との比較に求めて、関係的に決めてゆく方法をとろうと思う。

(ただし、今昔「の・が」の用例調査は27～31の5巻分の整理しか行えなかった。)

3

まず、各助詞における句の存否を示す一覧表を掲げるべきであるが、紙幅の関係で省略し、どの句がどういう助詞では共通しているか、という観点でまとめたものを表示する。なお、他の助詞の場合には、「は」の作る句以外の句が出てくるから、用例を示す。

(a) 〔に(場合)格の副修句〕

18 此許女ノ睦ビムニハ、男ト成ナム者ノ可過キ様无ケレバ、遂ニ二人队ニケリ
(今昔廿九3)

19 此レハ女ノ心ノ極テ慥キ也。浄蔵心ヲ尽シテ云フトモ、女ノ不用ザラムニハ不可叶ズ。(今昔三〇3)

20 「行幸もあらむに、いと興ある所になむありける。かならず奏してせさせ奉らむ。」(大和)

(b) 〔にて格句〕

21 女哀レニ知ル人モ无キ旅ノ空ニテ死ナムズル事ヲ歎キ悲デ…(今昔廿四50)

(c) 〔にて格副修句〕

22 …馬ノ走テ行ク鑑ノ、人モ不乗区音ニテカラカラト聞エケレバ……(今昔廿五12)

23 「汝ゾ(イ ヲ)年来見ツルニ、ニツ无ク憑タレバ、我レモ此ク許ノ竊事ヲ云フニテ万ハ可知シ。」(今昔三〇6)

(d) 〔を(経由の場所)格句〕

24 …□ノ若キ殿上人ノ車数並立テ物見ケル前ヲ渡ル間ニ、元輔ガ乗タル莊馬大蹊シテ、元輔頭ヲ逆様ニシテ落ヌ。(今昔廿八6)

(e) 〔より格句〕

25 其ノ妻忽ニ狐ニ成テ、戸ノ開タリケルヨリ大路ニ走り出テ、コウコウト鳴テ逃去ニケリ。(今昔廿七39)

26 然テ木園人共モ極ク物ノ欲カリケレバ、尼共食残シテ取テ多ク持ケル其ノ茸ヲ死ナムヨリハ去来此ノ茸乞テ食ムト思テ、乞テ食ケル後ヨリ、亦木伐人共モ不心ズ被舞ケリ。(今昔廿八28)

(f) 〔へ格句〕

27 右京のかみ宗平の君、三郎にあたりける人、博奕をして、親にも兄弟にも憎まれければ、足ノ向かん方へ行かむとて、人の国へなむいきける。(大和)

(g) 〔と(並立)格句〕

28 盗人死人ノ着タル衣ト嫗ノ着タル衣ト抜取テアル髪トヲ奪取テ、下走テ逃テ去ニケリ。(今昔廿九18)

(h) 〔連体句〕

29 …子共母ノ居タル所ノ遣戸ヲ引開タレバ…(今昔廿七22)

30 「廻リモ无キ御堂ノ廊ナドニ被居テバ、風ニ吹キ被産レ給ナム。」(今昔廿九17)

31 獄ノ辺ニ住ム放免共数相ヒ譏シテ、強盗ニテ□ガ家ニ入ラムト思ケルニ、……構ヘテ其ノ家ニ有ラム者ヲ一人語ラヒ取ラムト謀ケルニ、□ガ撰津ノ国ニ知ル所ノ有ケルヨリ、宿直ニ上タリケル下衆男ノ有ケルヲ…(今昔廿九6)

32 夕方ニ成テ尚夜前彼ノ女ノ否不歩ザリシガ不審サニ、彼ノ云ヒ伝フル女ノ家ニ行テ聞ケバ…(今昔廿七16)

〔一〕 連体句(「の・が」は一括して数を示す)

	土佐	大和	今昔(22~31)
1. の・が・は・も・その他に共通	時の副修句(の1, は1, も1, なん1)		述格句(の41, は10, も18, こそ1, など1)
2. の・が・は・もに共通		時の副修句(の14, は1, も3) 述格句(の2, は1, も1)	時の副修句(の46, は16, も27) に格句(の52, は1, も6)
3. の・が・もに共通(は ナン)	を格句(の1, も1) 述格句(の1, も1)		主格句(の47, も6) を格句(の65, も3) にて格句(の2, も4) にて格副修句(の1, も1) より格句(の3, も1) 連体句(の23, も2)
4. の・が・はに共通(もその他ナン)			

5. の・が・は・その他に共通 (も ナン)			
6. の・が・その他に共通 (は・もナン)		に格句 (の3, など1)	
7. の・が だけにある	主格句(3) に格句(4) 提示格句(2) 連体句(1)	主格句 (7) を格句(15) へ格句 (1)	を(経由の場所)格句(3) 提示格句(21) へ格句 (2) と(並立)格句(2)
8. も だけにある			

〔二〕 準体句

	土佐	大和	今昔(22~31)
1. の・が・は・も・その他に共通			主格句 (の26, は3, も6, なん1, しも1, など2) を格句 (の116, は1, も4, など1)
2. の・が・は・もに共通			に格句 (の19, は1, も1) 「に合せて」の副修句 (の19, は2, も4)
3. の・が・も (その他)に共通 (はナン)		を格句 (の13, も2, なん3)	時の副修句 (の3, も1) 連体句 (の4, も1)
4. の・が・はに共通 (も・その他ナン)		「に合せて」の副修句 (の1, は1)	主格・提示格不明の句 (の2, は2)
5. の・が・は・その他に共通 (もナン)			提示格句 (の8, は4, など1)
6. の・が・その他に共通 (は・もナン)			
7. の・が だけにある	時の副修句 (1) 主格句 (3) を格句 (8) に格句 (1) 「に合せて」の副修句 (1)	時の副修句 (4) 主格句 (1) に格句 (1)	に(場合)の副修句(14) より格句 (6) へ格句 (1)
8. も だけにある		に(場合)の副修句(1)	にて格副修句 (1)

当面の問題である「は」の作る句が、格助詞といわれる「の・が」の作る句と共通するか、あるいは、同類といわれる「も(その他)」と共通するか、という点に目をつけて、この表を見ると、次のような興味ある事実が見出される。

- 1 連体句では、「の・が」と「は・も・(その他)」が共通して現れるのは、時の副修句と述格句、およびに格句である。(例外は、土佐の述格句)
- 2 連体句では、「の・が」と「も」は共通するが、「は」には現れない句は、主格・を格・より格・連体格等の各句である。これらの格は、構文上上述語に

対し緊密な関係を保つものであるが、そのような格にたつ句には「は」は現れない。

3 連体句では、「の・が」と「は」が共通し、「も・(その他)」だけが現れないという句は見出されない。これは、2を消極面から支持するものと考えられる。

4 連体句では、「の・が」と「その他」が共通し、「は・も」には現れない句は、大和のに格句のみ。

以上からの帰結は、

(イ) 「は」が作る句は、「の・が」の作る句とは全く性質を異にする。また「も」が作る句とも全く異質である。そして、「の・が」の作る句と「も」が作る句が親近性をもつ。(2および3からの帰結)

(ロ) 時の副修句、に格句、述格句に限り、「は」は「の・が」とも、「も」とも同じ性質になる。(1からの帰結)

という、全く相反したものになる。

次に準体句を調べてみる。

5 準体句では、「の・が」と「は・も(その他)」が共通して現れる句は、主格句・を格句・に格句および「に合せて」の副修句。(大和のを格句・「に合せて」の副修句は例外)

6 準体句では、「の・が」と「も」とは共通するが、「は」に現れない句は、時の副修句(句の次に時の体言を予想しうる準体句)および連体句。

7 「の・が」と「は」には共通するが、「も」には現れない句は、提示格句、主格・提示格不明句。

これからの帰結を、連体句の帰結と比べると、次の異同が見られる。

(イ) 時の副修句の所屬が変わった。(あらゆる助詞に現れる句から、「は」には現れない句へ)

(ロ) 主格句・を格句の所屬が変わった。「は」には現れない句から、あらゆる助詞が現れる句へ)

では、なぜこの異同が起るか、を究明しなくてはならない。まず、(イ)について述べるが、これについて考えるとき、いきおい他の副修句が関連してくるので、

関係的に観察しなければならない。副修句で、単体句だけに現れるものは「に合せて」の副修句である。ところが、この句は、今昔では、「の・が・は・も」に共通しているが、大和では、「の・が・は」にのみ共通している。いま、同じ副修句という点で、連体句における時の副修句の助詞の現れ方を基準にとると、今昔は一致するが、大和のは一致しない。しかし、大和は、同類に今昔の主格・提示格不明句をもち、また近似する類（「その他」の有無の違いがあるだけ）として、今昔の提示格句をもつ。前述したように、時の副修句、提示格句、主格・提示格不明句は、親近関係をもつと考えることができるならば、これらが、連体句における時の副修句の助詞の現れ方に比べて、「も・（その他）」を欠いていたとしても、それは必ずしも異類とはいえないであろう。ところが、これらを単体句における時の副修句と関係づけてみると、前者は「は」にも現れるが、後者は「は」をもたないという点が注目される。同時に、それは時の副修句が、連体句と単体句で所属を変えた原因でもある。ここに、二つの時の副修句における「は」の有無が問題として浮び上がってきた。この矛盾は何によるか、用例にさかのぼって調べてみよう。単体句の「時の副修句」と私が一応判定した例は次の4例にすぎない。

- (i) 宰相其レニモ不騒ズシテ居タルニ、有明ノ月ノ極テ明キニ、木暗キ庭ヨリ浅黄上下着タル翁ノ、平ニ□攝タル文挾ニ文ヲ指テ、目ノ上ニ捧テ平ミテ、橋ノ許ニ寄来テ跪テ居タリ。(今昔廿七31)
- (ii) 「殿ノ寝入り給ヒナムニ、天井ヨリ鈴ヲ指下セ。下ニテ取充テム時ニ只指セ。」(今昔廿九13)
- (iii) 牛、其レヲモ不知ズシテ、狼ハ未ダ生タルトヤ思ヒケム。突ヘ乍ラ終夜秋ノ夜ノ永キニナム踏張テ立テリケレバ、子ハ傍ニ立テナム泣ケル。(今昔廿九38)
- (iv) …頼信、射ヨ彼レヤト云ケル。言モ未ダ不畢ヌニ弓音スナリ。尻答スト聞クニ合セテ…(今昔廿五12)

いずれも時のことばを予想しうる場面であるが、(iii)(iv)は接続助詞の「に」とも考えられ、(i)は「木暗キ庭ヨリ」と関係づけて、「暗い所から明るい所へ出て来た」と解することもできるかもしれない。また、(ii)は、「場合」の「に」格とみた方がよい。「場合」の「に」格の副修句（用例18～20照）は、今昔では、14例中13までが「ム」系統の助動詞をもつ述語で構成されているからである。

こうして、単体句の「時の副修句」は消滅する可能性が濃く、異同の(i)は、

したがって、異同ではなくなる。

次に、異同の(四)の原因を考える。

主格句・を格句で「は」の有無に関し異同がある。ところが、「は」をとる準体句の主格句・を格句には、共通の特色がある。ともに、複雑な構文の制約の中にあって、決して、単文における主格・を格が句になったという類ではない(用例10および15～17参照)。いま、主格句の全部について、「は」の場合のような制約をうけるものが、他にもあるかを調べてみると、「など」の2例が全く「は」と同じ制約をうけるだけである。

「など」がなぜ「は」と同類になるか、疑問だが、29の28は文意が通りにくい。23の21は「長短ヤカ也ケル男ノ冠表衣ナド異衆共ヨリ小ソ宜キガ……」であるが、あるいは主格ではなく、「冠や表衣やその他」という列举の意かもしれない。

とすれば、「は」の作る主格句は、他の助詞の作る主格句とは異なる構文の中にあることになり、「は」が準体句に現れたことの方が特異な現象なのだ、といえるであろう。そう考えれば、準体句の主格句には、連体句の主格句同様、「は」が現れないのが本体なのだと思われる。しかし、「は」が、ともかくもそこに3例現れてきた原因については、今後別個の観点から究明されなければなるまい。(私は史的観点から見べき問題のように思う。)次に、を格句についても、「は」がうける制約(より高次な他の句に含まれる)を他助詞の場合はどうするかというと、「も(その他)」にはなく、「の・が」には14例がある。その高次の句の内分けは、時の副修句8、述格句・を格句各2、主格句・「に合せて」の副修句各1である。しかも、その中に「は」と同様「不知デ」に直接かかるものが2例あり、その1例の構文は、「は」の構文とよく似ている。

早ウ(男ガ)木末遙ニ高キ大キナル木ノ空ノ中ニ、大キナル蛇ノ住ケルヲ不知ズシテ寄臥タリケルヲ呑ムト思テ蛇ノ下ケルガ頭ヲ見テ、此ノ狗ハ踊懸リツツ吠ケル也ケリ。(今昔廿九32)

このように、「は」のうける制約は、むしろ「の・が」のもつ構文と縁が深いようだから、を格句にもまた、構文上「は」が現れないのが本体であって、「は」の1例があるのは、何かまだ知られない原因によるものと思われる。

かくて、いくつかの条件のもとにはあるが、連体句と準体句との間には、各助詞の、句への現れ方に対応があると認められる。焦点は、連体句の、「は」

の作る句が示した相反する傾向はどういう意味をもつかということにしぼられてくる。しかし、なお課題が、時の副修句、に格句、述格句の一类に残っている。この組合せは一見しても変である。主格句以下、述語に密接な関係をもつ他の一类の側に、述格句がなぜはいって来ないのか（に格句は、副修句に準ずるものと認められる）。ともに文構造上の重要な要素ではないか。この疑問を追求するためには、別の観点が必要であろう。節を改めることにする。

4

この節で採る第2の観点を、句の述語（句に対する述語ではなく）をなす用言や助動詞の性質と、主語につく助詞との間の対応関係の有無に置く。

助動詞が、活用形式や機能の類同によって形容詞系、形容動詞系、あり系、動詞系に区別されること、また、それらのどれにも似ていない、特性のない助動詞（き、まし、らし、じ）があることは周知のとおりである。ここでは、助動詞を含めて、用言を3分類して、(i)動詞および動詞系助動詞（す さす しむ る らる つ ぬ む らむ けむ）(ii)特性のない助動詞、(iii)形容詞、形容動詞、あり、聞ゆ、見ゆ、覚ゆ、および(i)(ii)以外の助動詞全部としたい。(i)を動作性用言、(iii)を形状性用言と略称することにする。（下表の集計には(i)および(iii)をめやすとし、特性のない助動詞のつく場合は、形状性用言にこれを加えた数を、形状性用言の数の横に括弧で示して参考にした。）

助詞ごとに相応する用言が、

1. 形状性用言が動作性用言より多いか。
2. 両者がほぼ半々に現れるか。
3. 動作性用言が形状性用言より多いか。

のいずれをとるかを調べようとするのである。この際、「の・が」は相当数の用例があるから問題はないが、「は」以下は、元来が少数な上に、これを細分するので、多少を決める基準がたてにくい。ここでは、1対0（または0対1）の場合は、これを2に属さしめるという程度の配慮にゆだねた。また、この調査は、土佐・大和は用例が少なすぎるので除き、今昔だけについて行った。ところで、調査を始めるに先だって、参考として、主格用法のすべてにわたって、

全助詞がどのような一般的傾向を示すかを調べておく必要がある。今昔巻27～31について、概数を調べてみたところ、どの巻もほぼ同じ傾向を示すので、煩をいとい、ここには巻27の概数を代表として次に示す。この傾向は、今昔のみの特殊性を表わすものではないようで、土佐・大和における傾向も、ほとんど一致してくるから、古代語における一般傾向といってもよいであろう。

	の・が		は		も		その他	
	形状	動作	形状	動作	形状	動作	形状	動作
土佐	42	15	29	10	28	15	9	11
大和	83	25	58	17	82	23	54	10
今昔(27)	162	76	144	47	89	31	24	10

これによって、どの助詞でも、一般傾向として、形状性用言が、優位にたつことが確認されよう。つまり、助詞の違いによるかたよりはない。

この基礎の上に、連体句・準体句における各助詞の作る句を次の順序で操作した。(イ)各助詞ごとに、形状性用言・動作性用言の多少を調べ、上述1～3の各類に属する句を得、次に、(ロ)その得られた句ごとに、助詞相互の間では、形状性、または動作性用言の現れ方がどのような違いを示すかを見る。たとえば、に格句は、「の・が」と「も」では形状性用言の方が多いが、「は」では半々である、ということを知る。次に掲げる表は、その結果を助詞相互の関係の側から整理したものである。〔 〕は消滅の可能性あるもの

	句	総 数		細 分				
		助詞	形状	動作	形状	動作	形状	動作
1. の・が・も 同一傾向 (は・その他 異なる)	を格句	の・が	97(115)	66	28(36)	29	69(79)	37
		は	1	0			1	0
		も	7	0	3	0	4	0
		その他	1	0			1	0
	時の副修句	の・が	33(34)	15	32(33)	13	[1]	[2]
		は	9(10)	6	9(10)	6		
		も	20	7	19	7	[1]	

2. の・が・も 同一傾向 (は異なる)	に格句	の・が	42(45)	26	33(36)	16	9	10
		は	1	1	1	0	0	1
		も	7	0	6	0	1	0
	に合せての副 修句	の・が	12	7			12	7
		は	1	1			1	1
		も	4	0			4	0
3. の・が・も 同一傾向 (はなし)	連体句	の・が	17(22)	9	16(20)	7	1(2)	2
		は						
		も	3	0	2	0	1	0
	にて格句	の・が	2	0	2	0		
		は						
		も	4	0	4	0		
4. は・も・その 他同一傾向 (の・が異なる)	主格句	の・が	32(36)	37	19(22)	25	13(14)	12
		は	3	0			3	0
		も	9	3	5	1	4	2
		その他	3	1			3	1
	述格句	の・が	20(22)	19	20(22)	19		
		は	8	2	8	2		
		も	17	1	17	1		
		その他	2	0	2	0		
		提示格句	の・が	18(20)	9	12(14)	7	6
5. は・その他 同一傾向 (の・が異なる) (もなし)	は	2	2			2	2	
	も							
	その他	1	0			1	0	
	主格・提示格 不明句	の・が	0	2			0	2
6. の・が・は 同一傾向 (もなし)	は	0	2			0	2	
	も							

7. (の・が・も) 異なる はなし	より格句	の・が	8	1	3	0	5	1
		は						
		も	1	0	1	0		
	にて格副修句	の・が	1	0	1	0		
		は						
		も	2	0	1	0	1	0

この表の示すところも、また、前節の結論をくつがえすものではない。各助詞が作る12句のうち半数で、「は」の作る句の述語の用言は、「も」とも「の・が」とも異なる傾向を示している。そこで、残る半数の6句が例外になる。まず、より格句とにて格副修句とは、一括してみても、用例が少ないためか、各助詞の示す傾向がまちまちで、考える手がかりを与えない。次に主格・提示格不明句は「も」が現れず、「の・が・は」が同一の傾向を示す点で、前述の推論の反証となる。この句の示す型が、12句中どれに近似しているかということ、「の・が」での現れ方は、主格句の32:37がこれで、ほかに同一傾向を示すものはない。では、この句を主格句と同一視してよいかということ、「は」での現れ方が主格句と全く逆になっているので、同類とは認めがたい。用例数も少ないので、これ以上の推論はできない。また、提示格句は、「その他」と「は」の傾向が「の・が」と異なる、という点で、やはり反証になる。ここでは、連体句用法の19例中7例が「為盛ノ朝臣ガ謀ケル様ハ…ト思テ謀タリケル也リ」(廿八五)という、固定した表現形式であること以外に特徴的なものは見られない。

著しいのは、主格句と述格句での現れ方である。ここでは、「は・も・その他」が一致して、「の・が」だけが傾向を異にするという点が問題になる。まず、主格句を検討する。前節で述べたように、ここの「は」に出てくる3例はすべて特殊の制約をうけているものであった。前節の抱える観点から見た場合、もし、「は」の3例を何かの特殊事情によって生じたと考えて除外してみれば、準体句における主格句は、元来は「の・が」と「も」に共通するが、「は」には現れない型となり、連体句における主格句と抵触しなくなることは前述したとおりである。ところが、述語の用言の性質という観点から見た場合には、「は」

の述語の用言が、かえって、「も・その他」と同じ傾向を示してくる。しかるに、この節で採る観点の基礎として、全助詞のとり述語の用言の性質を調べてみたが、その結果は、ほとんどすべての助詞で形状性用言が優位していた。この一般傾向に「は・も・その他」は一致するが、「の・が」は一致せず、動作性用言が著しく多くなっている。こう見てくると、主格句の述語で問題になるのは、むしろ、一般傾向に反する「の・が」の側であろう。もっとも、「の・が」で動作性用言が多くなるのは、ほかにも述格句と、準体句のに格句、連体句のを格句等に顕著に見られるが、連体句・準体句を通じて動作性用言が多いのは、主格句だけである。これはどういうわけであろうか。そこには、まだ知られていない他の要因が加わっているように思える。その解明もまた、必要であるが、いまはその暇がない。とにかく、主格句が、構文的観点から見ても、述語の用言の性質の観点から見ても、問題として浮び上がってくることは、注目されなければなるまい。

最後に、述格句を調べてみる。この句が、時の副修句とは構文上の性質が違うのに、なぜこれと同様に「は」をもつか、ということが前節の結論における疑問であった。その疑問がやはりここでも出てくること、主格句の場合と同様である。述格句における特徴は、次の点に見られる。(i)「の・が」では動作性用言が多くなってきた。これは主格句と同一傾向。(ii)「は」では、主述関係をうける体言は、10例中8までが、「人」である。また、「は」のもつ動作性用言2例では、次に見るように、主述関係とうける体言との関係が異常である。

「其レハ度羅ノ鳥ト云フ所ニコソ有ナレ。其ノ嶋ノ人ハ人ノ形チニテハ有レドモ、人ヲ食ト為ル所也。」(今昔三一12)

亦人ノ云フ様、「此ノ物見ツル翁ノ気色ハ恠カリツル者カナ。」(今昔三一6)

いずれも会話である点が注目されるが、この2文は、本来は、「其ノ嶋ハ」「翁ハ」となるべき構文で、述格句にはならず、いわゆる〔象は鼻が長い〕形式をとる(含む)終止用法になるべきものではなからうか。それが、体言に続く必要から、いわゆる題目格が「の」に変わり、主格につく「は」はそのまま残ったものとは考えられないか。なお、「は」の述語の用言のうち、形状性用言8例中5例は形容詞・形容動詞である。このように、「は」では、主述関係を

うける体言に制約があり、用言にもまた制約がある。その上、うける体言と主述関係との結びつきが強いことを暗示する事例もある。(v)「も」では、形状性用言17例中14までが形容詞「なき」である。もっとも、「も」は述語に「なし」をとりやすらしく、に格句・主格句・を格句・「に合せて」の副修句にも同様の現象が見られるが、述格句の場合のように特徴的に集中してはいない。このように、「も」にも述語の用言に制約があるが、主述関係をうける体言には、「は」のような制約はない。この点は「の・が」でも同じである。とすると、述格句では、「は」の特徴が「も」と近い点はあるが、全く同一ではなく、まして、「の・が」とはすべての点で異なることになる。したがって、このような述格句内の各助詞のもつ特徴は、今後、各助詞の性質を他の観点から観察する際の資料とはなり得ても、これをもって、時の副修句との関連を説明し得る根拠とはなり得ない。両者は、この節の観点から見れば、別個の性質のものである。

以上の調査によって、述語の用言の性質の違いという点では、なお、いくつかの疑問点を残すにしても、「は」が「の・が」および「も」と違うという証拠を発見することができたと認めてよいであろう。

5

二つの観点からの結果を総合してみると、ようやく、結論らしいものに到達したようである。要約すれば、

- 1 「は」の作る句は、「の・が」が作る句とも「も」が作る句とも全く異質の句である。
- 2 「の・が」の作る句と「も」が作る句は近い性質をもつ。
- 3 ただし、時の副修句、に格句および述格句に限り、あらゆる助詞が現れる。いま、「の・が」を格助詞、「は・も」に係助詞という機能の違いをここに適用してみると、1および2からは、「の・が」と「も」が、主格句・を格句・より格句・連体句などの内部にしか勢力を及ぼさないのに対し、「は」の勢力はそれらの句の外に及ぶ、ということがいえよう。これは「は」の係助詞としての特性の現れである。では、同じその「は」が、3になると、全く句の内部

にちちこまってしまう、としたら、この「は」の二面性をどう説明したらよいか。

これに対する私の解釈は、次のようなものである。

述格句についてはしばらくおく。時の副修句については、それが時を表わすことばで強力にくくられるために、3のような現象が起るのではないか、あるいは、古代語では、時の副修句は、たとえそれがいかに長くても、または文中にあっても、一つのまとまり——いわば、「時のことば」として意識されていたのではあるまいか。このひとまとまりという意識は、どこから起ったものかを考えてみると、構文上の句の位置が、これに関係しているのではなからうかと思う。時を表わすことばは、文頭に来ることが多いので、この構文上の慣習から、自然に上述したような意識が馴致されてきたのではないか。もし、この推定が許されるならば、このひとまとまりという意識は、時を表わす体言でしめくられるという点に生じるのであるから、その体言にかかる句の主述関係の構造が、正規の語法的秩序をはずれていたとしても、意志の伝達には支障を起さなかったであろう。時の副修句に「は」が現れるのは、このような事情によるものではないかと思うのである。この解釈に従えば、このような「は」の「破格」は、国語史上後世（といっても、土佐にすでに見えるのであるが）の発生とみなすべきものであろう。

それはともかく、この種の「ひとまとまり」が、まだほかにも発見されるのではなからうか。私は、構文研究の一つの観点として、このような単位(?)の発見につとめることが、必要なのではないかと思うのである。

ところで、この小稿が生んだ第2の結論は、さらに不可解な姿を示してくる。「も」の作る句が、「の・が」の作る句と近く、「は」とは一致しない、ということは、何を意味するのであろうか。これは、係助詞の「は」と「も」が異質であり、「も」は格助詞と同類であるということである。しかし、この常識にはずれた事実が、はたして、格助詞・係助詞の機能の根本をゆるがすきざしになり得るかどうかは、さらに広範囲な調査を、主語につく助詞の全用例について行った上でなければ、論定し得ない性質のものである。いまは、事実の報告にとどめる。

例外の処理をめざして出発したこの小稿が、かえって、いくつかの新しい例外と疑問を発見することに終わってしまった。私はまた、さらに新しい観点を見出して出直さなければならない。

注1 主語承接の「は」助詞について 国語と国文学 (昭29.3) 三三三

注2 テキスト 土佐は山田孝雄著校注本の底本 (三条西家本)。大和は阿部俊子著「校本大和物語とその研究」の底本(為家本)。今昔は新訂国史大系本。なお、今昔を22巻以下に限ったのは、この調査に文体的な要素をなるべく排除しようとしたためである。22巻以下が大局的にみて、和文脈系統であることは周知のことである。なお、歌の用例は除外した。

注3 大和に次の例がある。

太政大臣、大臣になりたまで、年ごろおはするに、びはの大臣はえなり給はで
あり渡りけるを、つるに大臣になり給ひにけるおほむよるこびに太政大臣、梅を
折りてかざしたまで…(歌)…とありけり。(120段)

注釈書には、「びはの大臣は…大臣になり給ひにける」を次の「御喜び」にか
かる連体句とみているものがある。そう解すれば、に格句の例が一つふえること
になる。私は、連体形の終止法とみる。次のような傍例があるからである。

太郎は左近将監にて殿上してありける。(168段)